ぐんま受動喫煙防止協議会・設立総会 議事録

以下の如く、ぐんま受動喫煙防止協議会(以下、本会)の設立総会を開催し、本会は正式 に発足し、活動を開始することとなった。

【日時】 平成 30 年 10 月 20 日 (土) 15:00~17:00

【場所】 高崎健康福祉大学 7号館 105講義室 (高崎市中大類町 37-1)

【次第】 第1部 設立総会

- 1. 開会挨拶と趣旨説明
- 2. 来賓紹介
- 3. 議事 第1号議案 会則

第2号議案 役員の選任

第3号議案 2018年度事業計画

- 4. 紹介 1) 飲食店喫煙環境情報収集用チラシ・はがき
 - 2) 飲食店喫煙環境情報掲載サイト

https://gunma-kenkonet.jp

第2部 記念講演会·公開講座

演題 受動喫煙対策最前線

講師 高橋 裕子 先生 (京都大学大学院教授・日本禁煙科学会理事長)

【出席者】(五十音順、敬称略)

岡村 信一 高崎健康福祉大学健康福祉学部 教授

大家 千枝子 高崎健康福祉大学健康福祉学部 准教授

坂本 桂一 朝日印刷工業株式会社 営業部長

白石 隆夫 高崎市議会 副議長

須藤 和廣 NPO 法人日本健康美容協会 理事長

高橋 裕子 日本禁煙科学会 理事長

武内 康弘 NPO法人群馬コングレスサポート 理事長

舘野 博喜 さいたま市立病院 禁煙外来 部長

東福寺 幾夫 高崎健康福祉大学健康福祉学部 教授

友光 勇一 高崎商店街連盟 理事長

原 文子 (一社) 群馬県薬剤師会 副会長

深沢 龍一 高崎飲食店組合 組合長

松田 久枝 松田マネジメントオフィス

宮田 誠 株式会社サンフラワー 代表取締役社長

矢嶋 美佳 群馬県健康福祉部保健予防課

【結果】 第1部 設立総会

1. 開会挨拶と趣旨説明

設立発起人代表・東福寺幾夫(高崎健康福祉大学)が開会を宣言し、 ついで議案書に記載した設立の趣旨を読み上げ、説明した。

2. 第1号議案・会則の提案と審議

設立発起人代表・東福寺幾夫が議案書を読み上げ、説明した結果、提 案通り拍手多数により承認された。

3. 役員の選任の提案と審議

設立発起人代表・東福寺幾夫が議案書を読み上げ、説明した結果、提 案通り拍手多数により承認された。

各役員候補からは、事前に就任承諾書が提出されていることが報告された。

併せて、本会顧問として、高橋裕子先生、舘野博喜先生に委嘱することが承認された。

4. 2018 年度事業計画の提案と審議

設立発起人代表・東福寺幾夫が議案書を読み上げ、説明した結果、提案 通り拍手多数により承認された。

5. 紹介

飲食店の喫煙環境情報 (たばこポリシー) を収集するために使用する返信用はがき付チラシを紹介し、収集した情報を掲載するサイト (群馬健康ネット) の URL を紹介した。

第2部 記念講演会·公開講座

演題 受動喫煙対策最前線

講師 高橋 裕子 先生(京都大学大学院教授・日本禁煙科学会理事長)

設立発起人代表・東福寺幾夫が司会進行を務め、高橋裕子先生による講演会を開催した。聴講者はおよそ、40人であった。講演後の質疑も活発におこなわれ、有意義な講演会・公開講座となった。

講演会終了を以って、設立総会の閉会を宣言した。

以上。

(2018年10月22日 文責: 東福寺幾夫)

ぐんま受動喫煙防止協議会 設立の趣旨

平成 28 年度群馬県健康栄養調査によると、図 1 のように群馬県の成人喫煙率は男性 40.5%で、これは前回調査から 4.4 ポイント上昇し、全都道府県で第 1 位の結果でした。

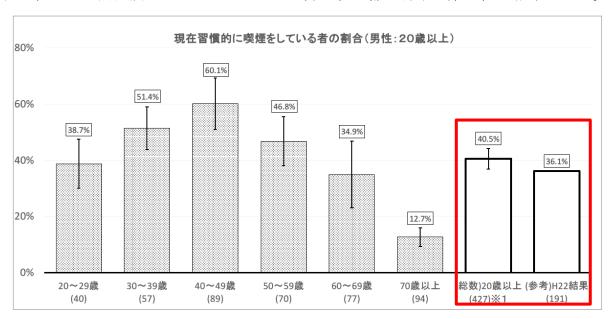


図 1 平成 28 年度群馬県成人男性喫煙状況

喫煙者の効果的な禁煙支援対策はさらに推進する必要があります。

一方、喫煙者が発生させる副流煙や呼出煙による受動喫煙も健康リスクをもたらすとされており、より確実な受動喫煙防止対策が求められております。その実施に当たっては、乳幼児・子ども・未成年者を含む非喫煙者の受動喫煙防止に有効であるばかりでなく、喫煙者や関係者の理解・協力が得られることも重要です。

平成 15 年 5 月に施行されました健康増進法第 25 条には、受動喫煙防止について「多数の者が利用する施設の管理者は受動喫煙を防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。」の旨、規定されております。この法律の施行により、学校、病院や大規模商業施設における受動喫煙防止対策は大きく前進しました。

平成 28 年度群馬県健康栄養調査によりますと、図 2 に示すように受動喫煙の機会の最も多い場所は飲食店でした。2020 年開催の東京オリンピック・パラリンピックに関連して受動喫煙防止対策を強化するため、平成 30 年 7 月には健康増進法が改正されましたが、飲食店の完全禁煙化は実現しませんでした。今後とも、喫煙可能な飲食店は存続するため、実効性のある受動喫煙防止策が必要とされております。

飲食店業界での受動喫煙防止対策事例として、高崎食品衛生協会の活動を紹介します。同協会は平成28年12月から翌年9月にかけ、加盟する飲食店に、各店舗の禁煙・分煙・喫煙などを示すステッカー(図3)を配布し、店舗入り口に貼付する取り組みを行いました。これは、ステッカーで入店前の利用者に店の喫煙環境(たばこポリシー)を知らせ、望まない受動喫煙を予防しようとするものです。また、高崎観光協会は飲食店の禁煙・分煙・喫煙

の区分を掲載した「高崎ランチ&ディナーマップ」を発行することで、利用者に飲食店の喫煙環境情報をお店選びに利用できるようにしております。

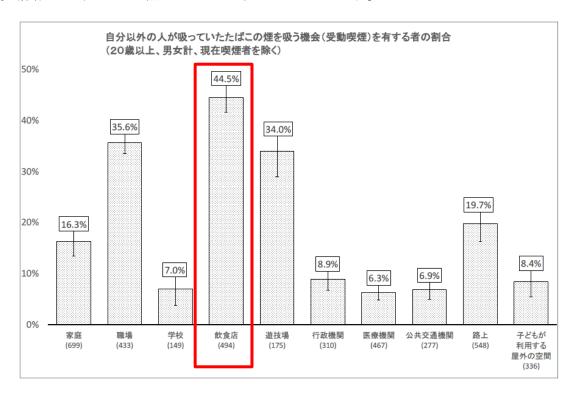


図2 受動喫煙の機会の多い場所



図3 高崎食品衛生協会配布・喫煙環境表示ステッカー

そこでこの取り組みを発展させ、飲食店利用者にできるだけ多くの飲食店の、正確な喫煙環境情報を提供する仕組みを確立したいと考えました。具体的には、食品衛生協会などのご協力を受け、飲食店から喫煙環境情報(たばこポリシー)を収集します。収集した情報は、群馬健康ネットのWebサイトに掲載するとともに、各種グルメ情報サイトや飲食店紹介誌などを通して飲食店利用者に提供します。こうした情報を参照することで、飲食店利用者は喫煙環境を知ったうえでお店を選択・予約することができ、望まない受動喫煙を防止することが可能となると確信いたしております。

上記事業を推進し、関係する諸団体・関係者の連携と調整を図る場として「ぐんま受動喫煙防止協議会」(以下、本会)の設立し、その事務局機能を高崎健康福祉大学が担うことをご提案申し上げます。また、本会の活動は高崎市からスタートさせ、順次県内他地域へと拡大を図りたいと存じます。

第1号議案 承認済み

ぐんま受動喫煙防止協議会会則

(名称)

第1条 本会は、ぐんま受動喫煙防止協議会という。

(目的および事業)

- 第2条 本会は、受動喫煙を防止することを目的とし、その目的達成のために以下の事業を 行う。
 - (1)飲食店等多くの人が利用する施設の喫煙環境に関する情報の収集、管理、分析、活用。
 - (2) 喫煙や健康に関連する知識・知見の普及・啓発。
 - (3) その他、本会の目的に合致したことがら。
- 2. 事業の実施に当たっては、関係団体との協力・連携を基本とする。

(会員)

- 第3条 本会は、以下の会員を以って構成する。
 - (1) 正会員 本会の目的に賛同し、所定の正会員会費を納入した個人または団体。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、所定の会費を納入した団体。
- 2. 正会員は総会に出席し、議決権を行使できる。ただし団体の議決権は1団体1つとする。

(会費)

- 第4条 会員の会費(年額)は以下のとおりとする。
 - (1) 正会員会費 1,000円
 - (2) 賛助会員会費 一口 5,000 円、1口以上。
- 2. 会費の徴収は、2019年度からとする。

(事業年度)

- 第5条 本会の事業年度は、毎年10月1日より翌年9月末日までとする。ただし、設立年度については、設立の日より翌年9月末日までとする。
- 2. 年度名称は、10月時点の西暦年号とする。

(総会)

- 第6条 総会は本会の最高決議機関とし、正会員を以って構成する。
- 2. 総会は各年度開始から3か月以内に開催する。
- 3. 総会は理事長が招集する。
- 4. 総会の議長は、理事長が務める。
- 5. 総会では、次の事項を審議する。
- (1) 各事業年度の事業計画、予算

- (2) 各事業年度の事業実績、決算および監査報告
- (3) 役員および事務局長の選任
- (4) 会則の改廃

(役員)

- 第7条 本会の役員として、理事及び監事を置く。
- 2. 理事、監事は総会で正会員の中から選任する。
- 3. 役員の任期は2年とし、重任を妨げない。
- 4. 理事は理事会を構成し、本会の組織、事業、運営に関わる事項を審議する。
- 5. 理事会は互選により、1名の理事長および1名以上の副理事長を選出する。
- 6. 理事長は本会を代表し、理事会を統括する。
- 7. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある場合には、その職務を代行する。
- 8. 監事は、総会で正会員の中から選任し、本会の会計を監査する。
- 9. 役員は無給とする。

(事務局)

第8条 本会の主たる事務所は群馬県内の以下に置き、事務局と称する。 〒370-0033 群馬県高崎市中大類町 37-1 高崎健康福祉大学 内

2. 事務局には事務局長を置き、本会事務を所掌する。

(顧問)

- 第9条 本会に顧問をおくことができる。
- 2. 顧問は本会の事業・運営等に関する助言・提案を行うことができる。

(附則)

- 1. 本会則に定めのない事項については、理事会の決議による。
- 2. 本会則の改廃は、総会の決議による。
- 3. 本会設立日は、2018年9月25日とする。
- 4. 本会則は、設立総会の承認により発効する。

第2号議案 承認済み

役員·事務局長

役職	氏名	所属・役職
理事長	川島 崇	公益社団法人群馬県医師会・副会長
副理事	原 文子	一般社団法人群馬県薬剤師会・副会長
理事	矢嶋 美恵子	公益財団法人群馬県看護協会・専務理事
理事	関根 美智子	一般社団法人群馬県臨床検査技師会・渉外委員長
理事·事務局長	東福寺 幾夫	高崎健康福祉大学健康福祉学部医療情報学科・教授
監事	松田 久枝	松田マネジメント

第3号議案 承認済み

2018年度事業計画

- 1. 飲食店における受動喫煙防止のための情報の収集・管理・配信
 - 1)飲食店の喫煙環境情報(たばこポリシー)の収集 飲食店関係団体等の協力を得た飲食店への情報登録告知チラシ配布
 - 2) 1) 項により収集した情報の登録、管理 飲食店の喫煙環境情報のコンピュータ登録、管理
 - 3) 1) 項により収集した情報の公開 群馬健康ネット Web サイト https://gunma-kenkonet.jp/ での公開
 - 4) 1) 項により収集した情報の配信 協定締結グルメサイト・グルメ誌等事業者への定期的情報提供
- 2. 飲食店の喫煙環境に関する分析研究 収集した飲食店の喫煙環境情報の統計分析
- 3. 禁煙や健康づくりに関連した啓発活動の実施 地域諸団体との連携による公開講座や研修会の開催
- 4. 禁煙や健康づくり等に関わる諸活動への参画 群馬県禁煙支援県民公開講座等への参画

飲食店の喫煙環境情報提供に関する協定(案)

1. <目的>

本協定は、飲食店の喫煙環境情報を広く利用者に提供することで、飲食店における受動喫煙防止に貢献することを目的とします。

- 2. 〈定義〉
 - 1) 本会:ぐんま受動喫煙防止協議会を指します。
 - 2)加入者:本協定を締結した、飲食店情報提供事業者を指します。
 - 3) 喫煙環境情報: 喫煙可・分煙・禁煙などの喫煙に関わる飲食店の対応方針情報
- 3. <本会の責務と加入者の権利>

本会は収集した飲食店の喫煙環境情報を別途定める方法により提供し、加入者はそれを受け取ることができます。

4. <加入者の責務>

加入者は、飲食店利用者向けに発信する飲食店広告情報に、喫煙環境に関わる事項を含むように努めるものとします。

5. <協議>

本協定に定めのない事項については、本会と加入者が協議し解決するものとします。

以上。